

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0531 第 4 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和5年6月1日より適用

改正後	改正前
カルプロテクチン（糞便） ア（略） イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を～（略）～クローン病については ELISA 法、FEIA 法、イムノクロマト法又は LA 法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、～（略）。 ウ（略）	カルプロテクチン（糞便） ア（略） イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を～（略）～クローン病については ELISA 法、FEIA 法又はイムノクロマトにより測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、～（略）。 ウ（略）